

■ 参考資料

- 1 第3次綾部市人権教育・啓発推進計画策定経過
- 2 綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会委員名簿
- 3 世界人権宣言
- 4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- 7 部落差別の解消の推進に関する法律
- 8 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例
- 9 用語解説

1 第3次綾部市人権教育・啓発推進計画策定経過

年 月 日	事 項
2018（平成30）年10月1日	「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査の実施（10月15日まで）
2019（令和元）年8月19日	綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会（第1回）
10月30日	綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会（第2回）
12月23日	綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会（第3回）
2020（令和2）年1月10日	計画（案）に対する意見の募集（パブリックコメントの実施）（1月22日まで）
2月10日	綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会（第4回）
3月	第3次綾部市人権教育・啓発推進計画の策定

2 綾部市人権教育・啓発推進計画策定検討委員会委員名簿

（敬称省略）

役 職	氏 名	団体及び役職
委員長	高倉 正明	綾部市自治会連合会長
副委員長	酒井 保子	京都府女性の船「ステップあけぼの」綾部支部長
委 員	朝倉 正道	社会福祉法人綾部市社会福祉協議会長
委 員	井関 悟	株式会社エフエムあやべ取締役社長
委 員	伊藤 悦子	国立大学法人京都教育大学教育学科教授
委 員	上原 博一	綾部市消防長
委 員	梅原 良典	綾部市教職員人権教育研究会長（綾部市立八田中学校長）
委 員	岸本 良平	部落解放同盟綾部地区協議会議長
委 員	久木 和子	綾部市保育協議会長（認定こども園豊里幼児園長）
委 員	斉藤 信吾	綾部市身体障害者協議会長
委 員	佐々木清次	綾部国際交流協議会長
委 員	白波瀬清孝	綾部市市長公室長
委 員	高橋 秀文	綾部市民生児童委員協議会長／綾部市要保護児童対策地域協議会長
委 員	竹本 浩二	綾部市人権教育推進連絡協議会事業所部会長
委 員	田中 丈夫	綾部市高齢者対策推進協議会長／綾部市老人クラブ連合会長

3 世界人権宣言

1948年12月10日 第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍かつ効果的な承認と尊重とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上

その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組

織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福

祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法(平成 8 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 4 月 1 日（施行）平成 25 年法律第 65 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定す

る機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

- ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由

とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（主務大臣）

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

（国等職員対応要領に関する経過措置）

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

（地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置）

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

6 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成 28 年 6 月 3 日（施行）平成 28 年法律第 68 号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（相談体制の整備）

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的

言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

7 部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日（施行）平成 28 年法律第 109 号

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

8 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例

平成 30 年 4 月 1 日（施行）綾部市条例第 39 号

私たちの生活する社会の中には、障害のある人も障害のない人もいます。障害には、多様な種類や特性があり、見た目ではわからない障害もあります。障害のある人の中には、コミュニケーションが困難な状況に置かれてしまい、本人抜きに本人のことを決められてしまう人その他地域社会の一員としての役割を担うことから疎外されてしまう人もいます。

綾部市においては、昭和 47 年に、手話通訳のできる市職員を配置し、市民による手話サークルも発足するなど、ろう者との手話によるコミュニケーションを先進的に取り組んできました。また、昭和 57 年には、全国初のろう重複障害者施設が開設され、手話のみならず、障害のある人の多様な障害の特性に応じた意思疎通手段などを通じ、お互いに理解を深め、尊重してきた歴史があります。

こうした中、さらに私たち一人ひとりがかけがえのない個人として尊重されるためには、コミュニケーションの基礎である言語を確立することが大切です。

日本語には音声言語と手話等がありますが、手話は、音声言語に身振りをつけたものなどと誤解されることが多いため、「手話は独立した言語である」との認識を深めていく必要があります。

手話を言語として確立するために、私たちが、手話を使用するろう者の「手話を獲得し」、「手話で学び」、「手話を学び」、「手話を使い」、「手話を守る」ことのできる環境づくりを推進することが重要です。

その上で、障害のある人の多様な障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の存在を認識し、その手段を活用することにより、誰もがコミュニケーションをあきらめることなく、つながり合い、当たり前の生活を営むことが大切です。

このような認識の下、誰もが障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいき

と暮らしやすい共生社会を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関し、その基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割並びに施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって誰もが障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らしやすい共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) ろう者 手話を第 1 言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (3) 合理的配慮 障害のある人が権利利益を侵害されることとならないよう、個々の場面において社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。
- (4) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 多様なコミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音声、拡大文字、触手話、指点字、ひらがな表

記、サイン、写真及び絵図等の視覚情報を活用した分かりやすい表現その他障害のある人が日常生活又は社会生活において使用する意志疎通の手段をいう。

(6) 事業者 事業を行う個人及び法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)をいう。

(7) コミュニケーション支援従事者 手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者その他障害のある人の意思疎通の支援を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 手話言語を確立するための施策は、手話が独立した言語であることを認識した上で、ろう者の権利を保障することを基本として行われなければならない。

2 多様なコミュニケーション手段を促進するための施策は、多様な障害の特性又は重複障害の困難性があることを踏まえ、誰もが障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう努めるものとする。

- (1) 綾部市障害者施策推進協議会の意見を聴くこと。
- (2) 市民及び事業者の参加及び協力を得ること。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、市が推進する手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、多様なコミュニケーション手段を活用し、誰もが地域社会の一員として日常生活及び社会生活を営めるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、市が推進する手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、多様なコミュニケーション手段の活用により、誰もが利用しやすいサービスの提供、働きやすい環境の整備その他の合理的配慮を行うよう努めるものとする。

第2章 手話言語の確立

第7条 市は、手話言語を確立するために、ろう者の手話によるコミュニケーションを円滑に図ることができる権利が尊重され、手話が独立した言語であるとの認識が市民及び事業者に定着するよう必要な措置を講じるものとする。

(手話言語の啓発)

第8条 市は、手話が独立した言語であるとの認識及び関心を深めるため、市民及び事業者に対し、必要な啓発に努めるものとする。

第3章 多様なコミュニケーション手段の促進

(コミュニケーションができる環境整備)

第9条 市は、関係機関と協力し、多様なコミュニケーション手段を用いることができる者の確保に努めるとともに、多様なコミュニケーション手段を用いた相談支援等を行うほか、誰もが容易にコミュニケーションができる環境の整備に必要な措置を講じるものとする。

(多様なコミュニケーション手段の活用に関する学習機会の提供)

第10条 市は、障害のある人、コミュニケーション支援従事者、事業者及び関係機関と協力して、多様なコミュニケーション手段の活用に関する学習の機会を市民及び事業者提供するものとする。

2 市は、事業者が多様なコミュニケーション手段の活用に関する学習の機会を設ける場合において、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(多様なコミュニケーション手段を用いた情報発信等)

第11条 市は、誰もが、市政に関する情報、災害時における緊急情報等を速やかに得ることができるよう、多様なコミュニケーション手段を用いた情報発信を推進するものとする。

2 市は、主催する講演会等に必要に応じて手話通訳者又は要約筆記者を配置するほか、多様なコミュニケーション手段を用いることができるよう合理的配慮を行うものとする。

(多様なコミュニケーション手段に関する啓発)

第12条 市は、多様なコミュニケーション手段に関する市民及び事業者の理解を深めるため、必要な啓発に努めるものとする。

(学校等への支援)

第13条 市は、小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園等が行う多様なコミュニケーション手段の促進に関する活動を支援するものとする。

(市職員に対する多様なコミュニケーション手段の活用に関する研修)

第14条 市は、市職員に対し、多様なコミュニケーション手段の活用に関する研修を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(綾部市障害者施策推進協議会設置条例の一部改正)

2 綾部市障害者施策推進協議会設置条例(平成9年綾部市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

9 用語解説

	用語	説明
あ行	明日の京都	京都府の行政運営の指針となるもので、基本条例、長期ビジョン、中期ビジョン、地域振興計画の4つを柱として、2011（平成23）年1月施行。
	綾部市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン	本市の公の施設等において、「ヘイトスピーチ解消法」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、施設の使用申請が行われた場合等に、市の公の施設等を管理する者が、各施設の設置及びその管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として策定したもの。
	綾部市介護サービス事業者連絡会	綾部市内で介護サービスを提供する事業者で構成され、人権に関する理解を深めるとともに、サービスの質の向上に必要な情報交換・調整等を行うことを目的に事業を実施している。
	綾部市高齢者保健福祉計画	介護保険の円滑な実施を図るとともに、高齢者が安全、安心で快適に暮らせる地域社会づくりを行うための計画。
	綾部市個人情報保護条例	個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、個人情報の開示、訂正及び利用の停止、消去または提供の停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するために制定した条例。2003（平成15）年8月施行。
	綾部市次世代育成支援対策推進行動計画（後期行動計画）「あやべっ子すこやかプラン」	「すべての子どもが心豊かに成長でき、誰もが安心して子どもを生み育てられ、地域社会全体が応援するまちづくり」を基本理念に、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう行政施策をまとめた行動計画。2010（平成22）年策定。
	綾部市市民憲章	丹波の美しい山河と豊かな伝統を持つふるさとを誇りとして、郷土愛に燃え、自然と人間が真に調和する新しい田園都市の実現を目指して1974（昭和49）年11月制定。
	綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例	誰もが障害の有無にかかわらず、手話やその他さまざまなコミュニケーション手段を活用することにより、お互いに尊重し合い、つながり合える共生社会を実現するために、2018（平成30）年に施行された条例。
	綾部市障害児福祉計画	「児童福祉法」に定める計画であり、ライフステージに沿った障害児福祉サービスの提供及び相談支援体制の確保や地域社会への参加による障害児の健やかな育成及び発達支援に関する計画。
	綾部市障害者地域自立支援協議会	障害のある人の相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉のシステムづくりに関する協議を行うための場として設置。
	綾部市障害者計画	障害のある人等の住みよいまちづくりの推進を目指して、障害のある人等のための施策に関する基本方針を示した計画であり、障害のある人の自立と社会参加を促進するための指針。3年ごとに見直しを行う。
	綾部市男女共同参画計画	男女がよきパートナーとしてあらゆる分野で共同参画する実質的な男女平等社会の実現を目指し、男女共同参画政策を総合的に推進していくための計画。
	綾部市男女共同参画条例	男女が対等なパートナーとして、いきいきと活動できる男女共同参画のまちづくりを目指して、市、市民、事業者等が一体となって取り組むことを決意し、2006（平成18）年4月施行。
	綾部市特定事業主行動計画	女性活躍推進法第15条に基づき、綾部市役所の管理的地位にある職員に占める女性職員の割合等目標値を示した計画。
	綾部市要保護児童対策地域協議会	「児童福祉法」第6条の3に規定する要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るため、2008（平成20）年に設置。
	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	1965（昭和40）年12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。1995（平成7）年12月に批准。

	用語	説明
	育児・介護休業法	正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。2009（平成21）年7月に改正され、①子育て中の短時間勤務制度及び所定時間労働（残業）の免除の義務化②子の看護休暇制度③父親の育児休業の取得促進④介護休暇の新設等が主な改正点となっている。
	インフォームド・コンセント	医療事業者（特に医師）が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるように説明し、同意を得た上で治療すること。
	エイズ	後天性不全症候群（Acquired Immunodeficiency Syndrome）の略称で、後天的に免疫の働きが低下することにより生じるさまざまな症状の総称のこと。エイズはH I Vウィルスによって引き起こされる。
か行	家庭児童相談室	児童の養育や学校等でのさまざまな問題を抱える保護者等からの相談に対し、児童相談所等の関係機関と連携を図りながら、必要な助言・指導を行う相談員を配置した相談室。
	基幹相談支援センター	地域における障害児者に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組等を行う。
	京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン	京都府の公の施設等において、「ヘイトスピーチ解消法」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、施設の使用申請が行われた場合等に、京都府の公の施設等を管理する者が、各施設の設定及びその管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として策定したもの。
	京都府家庭支援総合センター	京都児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を統合。家庭問題に関する総合的な相談機関。2010（平成22）年設立。
	京都府教育振興プラン	京都府教育委員会において、2011（平成23）年に今後10年間を見通して策定された教育の振興に関する基本計画。その後の5年間の社会状況や教育環境の変化を踏まえて、2016（平成28）年に改定版を策定。
	京都府総合計画	2011（平成23）年に制定した「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」第4条の規定により、京都府の目指す方向性を将来構想、基本計画等の形で明らかにするもので、2019（令和元）年10月に策定した京都府総合計画（京都夢実現プラン）は、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げ、「将来構想」と「基本計画」、「地域振興計画」によって構成している。
	共生社会	さまざまな人々が互いに理解をもって共存し、それぞれの文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。
	教育支援センター	不登校やいじめの問題に悩む児童生徒やその保護者、学校職員等を対象に援助・指導を行うことを目的として、1997（平成9）年12月に綾部市教育委員会に設置。
	高次脳機能障害	病気や事故等の原因で脳が損傷され、言語・思考・記憶・行為・学習・注意等の機能に障害が起きた状態。
	高年齢者雇用安定法	正式名称は「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」。継続雇用制度による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者の再就職の促進、高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、高年齢者の職業安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする法律。65歳までの雇用の確保、多様な形態による雇用・就業等に重点を置き、高年齢者等職業安定対策基本方針の策定、中高年齢失業者等求職手帳の発給、高年齢者雇用確保措置、シルバー人材センターの設置等について定めている。
国際人権規約	世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中でも基本的かつ包括的なもの①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約 A規約）②市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約 B規約）③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書の3つの総称。わが国は、①及び②の2つの規約について、1979（昭和54）年6月に批准。	

	用語	説明
	国際婦人年	女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。
	国連婦人の10年	1975（昭和50）年の第30回国連総会において1976（昭和51）年～1985（昭和60）年を「国連婦人の10年-平等・発展・平和」とすることが宣言された。
	戸籍謄本等の不正取得	京都府では2003（平成15）年に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005（平成17）年以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。
	子育て支援センター	就学前児童とその保護者及び妊婦を対象にその心身の健康保持増進のために、保育所に専用の場所と職員を配置し、子育て相談・指導及び保護者同士の交流事業や情報交換の場を提供する。
	子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)	子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないよう子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。2014（平成26）年1月施行。
	婚外子	法的には非嫡出子といい、法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいう。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。
さ行	ささえ愛サポーター養成事業	地域で暮らす高齢者の自立した生活を支えるために必要な知識を学び、技術を身につけ、ちょっとした生活の困りごとや手助けを支援するサポーターの養成を行う。
	持続可能な開発目標(SDGs)	「Sustainable Development Goals」の略称で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。
	児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)	1989（平成元）年11月に国連総会で採択された条約。児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。1994（平成6）年4月に批准。
	社会的責任(CSR)	企業活動において、社会的公正や環境等への配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会等の利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方のことをいう。
	就労継続支援(B型)	一般企業等での雇用が困難な障害のある人や一定年齢に達している障害のある人に対して、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上、維持を図るための支援。
	小中一貫教育	小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式のこと。
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)	障害のある人に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加にとって、障害のある人に対する虐待を防止することが極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。
	障害者雇用促進法	正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障害のある人の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、障害のある人を一定の割合雇用するように義務付けるなど、障害のある人の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。2016（平成28）年4月1日施行。

	用語	説明
	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)	女性が女性である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目標として、漸新的に措置を取ることが締結国に求められている。1985(昭和60)年6月に批准。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	パートやアルバイトを含む常勤労働者を301人以上雇用している政府、自治体、民間企業等に女性の活躍に向けた行動計画の策定を義務付けた法律。2015(平成27)年施行。
	心理的差別	侮辱や交際の拒絶など、言語や行為を通して表れる、人々の観念や意識のうちに潜在する差別。
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)	人権擁護推進審議会の答申を受け、2000(平成12)年12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。
	人権教育のための国連10年	1994(平成6)年の国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもとに、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援に向けて、住民に対する実効のある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、1997(平成9)年7月に国内行動計画を策定。
	人権教育のための国連10年綾部市行動計画	「人権教育のための国連10年」の取組に対応する計画として、2000(平成12)年12月、人権教育・啓発推進に係る基本的指針となる計画を策定。この計画に基づき、市長を本部長とする「人権教育のための国連10年綾部市推進本部」を設置し、関係部局が連携を図りながらさまざまな施策を積極的に取り組んできた。
	人権福祉センター	本市においては、2002(平成14)年4月から隣保館を人権福祉センターと改称し、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として各種事業を総合的に実施している。綾部会館、物部会館、栗文化センターの3館がある。
	スクールカウンセラー	臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして学校に配置。
	ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)	ストーカー行為について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする法律。2000(平成12)年11月施行。
	生活・介護支援サポーター養成事業	地域で高齢者の生活を支える仕組みをつくるため、担い手となる生活・介護サポーターの養成を行う。
	生活支援体制整備事業	包括的支援事業の一つであり、地域におけるサービスや担い手の開発等に取り組む生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を行う事業。2014(平成26)年介護保険法改正により創設。
	性同一性障害者	生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらかの性に属しているかをはっきり認識しているながら、その半面で人格的には自分は別の性に属していると確信している状態の人。2003(平成15)年、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、法律で規定された要件を満たす場合は、家庭裁判所の審判を得て戸籍上の性別を変更することができるようになった。
	成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分で、自己決定を行うのに援助が必要とする人を保護するため、申立てにおいて家庭裁判所が能力状況に応じて、補助人、保佐人、後見人を選任し権限を与えてその人の生活と財産を保護する制度。
	性別役割分担意識	「男だから、女だから」「男は仕事、女は家庭」など、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする固定的な意識のことをいう。

	用語	説明
	世界エイズデー	世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が1988（昭和63）年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。
	世界連邦都市宣言	全地球の人々と共に永久平和の確立を目指す世界連邦運動の趣旨に賛同する地方自治体が議会の議決をもって宣言するもの。本市は全国に先駆けて、1950（昭和25）年10月に宣言。
	セクシュアル・ハラスメント	雇用の場等で起こる性的いやがらせ。相手の意に反した性的な性質の言動。
	ソーシャルワーク	社会的な問題の解決を援助するための社会福祉の実践的活動。
た行	第2次綾部市教育大綱	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第1条の3に規定されているものであり、綾部市の教育を推進するための基本指針となるもの。期間は、2018（平成30）年度～2021（令和3）年度の4年間。
	男女雇用機会均等法	正式名称は「「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇等の面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。
	地域教育推進員	人権を守り、差別のない明るいまちづくりを目指し、市民の自発的、自主的学習活動を推進するため、公民館長の推薦により綾部市教育委員会が委嘱した推進員。
	地域包括支援センター	支え合いが必要な高齢者の心身の健康維持や安心・安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくために、総合相談や支援事業、権利擁護、虐待防止・早期発見、新予防給付等の総合的なマネジメントを担う中核機関のことをいう。
	ツイッター	Twitter（ツイッター）とは、今していること、感じたこと、他の利用者へのメッセージ等を「つぶやき」のような形式で短い文章にして投稿するスタイルのブログサービス。
	デートDV	恋愛関係にある男女の間で起こるさまざまな暴力のこと。
	登録型本人通知制度	登録者の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人に郵送で知らせる制度。
	同和対策事業特別措置法	同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。1969（昭和44）年制定。
	同和対策審議会答申	内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が1965（昭和40）年8月、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり国民的課題であるとしている。
	特定失踪者	北朝鮮による拉致の可能性を排除できない日本人失踪者。
	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）	インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、特定電気通信役務提供者（プロバイダ）等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者がわからない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。
	特例子会社	障害のある人の雇用に特別な配慮をし、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定により、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の許可を受けて、障害者雇用率の算定において親会社の一事業所として見なされる子会社。

	用語	説明
な行	日本語教育の推進に関する法律(日本語教育推進法)	外国人が「日本語教育を受ける機会が最大限に確保される」ことを国や自治体の責務とし、学校教員の配置や就学支援を義務付けた法律。2019(令和元)年6月施行。
	認定こども園	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)と、地域における子育て支援を行う機能(子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う機能)を備える施設。
	ノーマライゼーション	障害のある人が障害のない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す理念。
は行	パワー・ハラスメント	職場において、職権等の力関係を利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与えることにより、その人の働く環境を悪化させたり、雇用不安を与える行為。
	ハンセン病	1873(明治6)年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。かつては、「らい病」と呼ばれていたが、現在は名称につきまとう差別的イメージを払拭するために、「らい菌」を発見した医師の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれている。2019(令和元)年11月22日、ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律が制定された。
	ハンセン病を正しく理解する週間	ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に、6月25日を含めた週の日曜日から土曜日までをいう。
	犯罪被害者等基本法	犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策を総合的、計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律。2005(平成17)年施行。
	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
	フェミニストカウンセラー	女性の心理的支援を中心に、女性の自立、DV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力など女性の問題の専門家。
	複合差別	いくつかの差別が結びついて起きる差別のことをいう。少数民族の女性が同じ民族の男性から性差別を受ける例や障害のある女性への性差別等、複合的に差別が生じている場合がある。片方の差別だけに着目すると他の差別が見えにくくなり、解決がしにくくなる。
	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)	2016(平成28)年12月に施行され、「現在もなお部落差別が存在する」ことを明記し、「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現すること」を目的とした法律。
	法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業などは従業員数に応じて、障害のある人を雇用する義務が課せられている。2018(平成30)年4月1日現在、国、地方公共団体等は2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%、民間企業は2.2%となっている。
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	この法律では、国民には、特定の民族や国籍の人々等を誹謗中傷し、社会から排除しようとする「ヘイトスピーチ」の解消が必要であることへの理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に協力するよう求めている。国にはヘイトスピーチ解消のための施策を実施すると共に、地方公共団体に対して必要な助言や措置をとることを義務付け、地方公共団体にはヘイトスピーチ解消のため、地域の実情にあった施策を実施するよう努めることを求めている。
ま行	身元調査	結婚や就職のときに、興信所等の調査業者に依頼したり、知人や近所の人等へ聞き合わせて、本人の知らないところで、個人情報に関する情報を調べることで、人権侵害につながる行為。

	用語	説明
や行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている、18歳未満の子どものこと。
ら行	労働基準法	憲法第27条第2（勤労条件の基準）の「賃金、就業時間、休憩その他の勤労条件は法律でこれを定める」という規定に基づいており、労働条件に関する基本法規であり、労働者が人たるに値する生活を営めることを目的として必要な労働条件の最低基準を定めた法律。
	労働施策総合推進法	正式名称は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」。2018（平成30）年6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（同年7月公布）において、働き方改革の総合的かつ継続的な推進を図るため、それまでの「雇用対策法」を改正して制定された法律。2019（令和元）年5月の改正では、パワー・ハラスメントの内容が初めて明文化され、事業者にパワー・ハラスメント防止措置を義務付け、パワー・ハラスメント防止対策の法制化がなされた。
わ行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
アルファベット	DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナーから加えられる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限等）も含まれる。
	H I V ・ H I V 感染症	H I V はヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の略称で、H I V 感染者とは、エイズを発症させる原因となるH I V に感染している人のこと。
	L G B T	性的少数者を限定的に差す言葉。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）の頭文字をとった総称であり、性的少数者（セクシャル・マイノリティ）を指す。個々人のセクシャリティは、身体の性、心の性、好きになる性の組み合わせでできているので実際には多様性がある。
	L I N E（ライン）	スマートフォンなどで短い文字メッセージの交換や音声通話、ビデオ通話等ができるアプリおよびサービス。
	S N S	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サイトのサービスのこと。